

## 支援事業・制度の概要

分野	⑥安全・安心 ⑨まちづくり
活用する場面	VI「地域づくりの事業や活動について資金助成を受けたい」場面
事業・制度の名称	小規模住宅地区等改良事業の空き家再生等推進事業
趣旨	不良住宅・空き家住宅の除却及び空き家・空き建築物の活用を行うことにより、住環境の整備改善や地域活性化を図ることを目的としたものである。
実施主体	市町
支援対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不良住宅・空き家住宅の除却等に要する費用</li> <li>・空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用</li> <li>・不良住宅・空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用等</li> </ul>
採択要件、補助要件	<p>①対象地域 活用事業タイプ:産炭等地域、過疎地域 (ただし、H25年度までは、地域要件なし) 除却事業タイプ:地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画等に定められた区域</p> <p>②対象事業等 ・活用事業タイプ:空き家住宅・空き建築物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図るもの ・除却事業タイプ:不良住宅・空き家住宅を除却して、防災性や防犯性を向上させるもの</p>
補助率、補助限度額等	1/2 (ただし、空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用について補助する場合は1/3)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	市町で実施する場合は、国費内示がされ、かつ交付決定を受けた後。
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用事業タイプは24年度に1件あり</li> <li>・除却事業タイプは近年の実績なし</li> </ul>
県の担当窓口	<p>建築住宅課公営住宅係 TEL 089-912-2759 FAX 089-941-0326 E-mail kenchikujuut@pref.ehime.jp</p>
関係省庁、団体等	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 各市町の地域住宅計画に基づく事業担当課
関係URL	